

共有物件に係る代表納税義務者の（変更）届出書

◎物件の表示

上記物件（土地・家屋）について、代表納税義務者の届け出いたします。

・新代表納税義務者 住 所

氏 名

印 電話 ()

・旧代表納税義務者 住 所

氏 名

印 電話 ()

<共有者の同意欄>

氏 名	住 所	印	電 話 等

平成 年 月 日

奈義町長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

処理月日

<ご注意>

1. この届出書による共有代表者の変更は、提出された日の翌年度の納税通知書からの取り扱いになります。
2. 共有の固定資産については、持分に関係なく共有者全員が連帯納税義務を負うこととされています。（地方税法第10条の2）

〒708-1392 岡山県勝田郡奈義町豊沢306-1
奈義町役場税務住民課 税務係
TEL 0868-36-4111